

第三十一号議案

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成三十一年二月二十日

提出者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員定数条例の一部を改正する条例

東京都職員定数条例（昭和二十四年東京都条例第九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表一の項中「二四、四九五五人」を「二四、七六五五人」に改め、同表二の項中「六、六五五五人」を「六、六九五五人」に、「一三、〇三七七人」を「一三、〇七七七人」に改め、同表四の項中「六三三人」を「六二二人」に改め、同表七の項中「六七五五人」を「六八二二人」に改め、同表合計の項中「三八、五三七七人」を「三八、八五三三人」に改める。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改める必要がある。